

成年後見人等報酬費助成のご案内

この制度は、所得や資産が少ないために、後見人等への報酬費を負担することが困難な区民の方に、後見人等への報酬費の全部又は一部を助成するものです。

助成の内容

①家庭裁判所が報酬付与の審判において決定した後見人等報酬費の全部又は一部。

助成の上限額（月額）

- ・ご本人（成年被後見人等）が在宅で生活している場合2万円。
- ・ご本人（成年被後見人等）が施設で生活している場合1万円。

助成の対象者

成年被後見人・被保佐人・被補助人

申請ができる人

成年後見人・保佐人・補助人

※保佐人・補助人については、代理権設定が必要。

助成の要件

次の①～④の要件すべてに該当していることが必要です。

- ①成年被後見人等は杉並区に住民登録があること。ただし、国民健康保険法第116条の2に規定する病院等への入院等により杉並区外に住民登録を移した方を含む。
- ②親族（本人）による申立てで、親族が高齢や身体の事情等で後見人等になることができないこと。
- ③杉並区成年後見センターの「成年後見人等候補者紹介制度」に基づき、センターが紹介した第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士など）が後見人等であること。
- ④助成申請の時点で、被後見人等に収入・預貯金等が少なく、後見人等報酬費の負担が困難であること。
- ⑤他から同様の助成を受けていないこと。

申請に必要な書類

- ①助成申請書
- ②本人の資産申告書（財産目録）等

報酬の審判が出たら提出する書類

- ①助成請求書
- ②「報酬の審判書謄本」の写し等

問合せ先 **杉並区成年後見センター**

電話: 5 3 9 7 - 1 5 5 1 / FAX: 5 3 9 7 - 1 5 5 5

住所: 〒167-0051 杉並区荻窪 5 - 1 5 - 1 3

あんさんぶる荻窪5階